

千葉市食品衛生監視指導計画策定要領

1 目的

この要領は、食品衛生法に基づく食品衛生監視指導計画（以下「計画」という。）の策定及び公表の方法その他必要な事項を定めることを目的とする。

2 計画の策定方法等

計画は次のとおり策定するものとする。

(1) 計画案の策定

保健所長、環境保健研究所長及び生活衛生課長（以下「関係機関の長」という。）は、別表に基づき、毎年度、翌年度の計画案を策定し、原則として、11月末日までに医療衛生部長に報告する。

(2) パブリックコメント手続

医療衛生部長は、食品衛生法第70条第2項に基づき、千葉市市民自治によるまちづくり条例の規定に準拠して、計画案の公表、市民等からの意見募集、市民等からの意見に対する市の考え方の公表、計画の公表等を行う。

3 検討会議

医療衛生部長は、必要に応じ、次のとおり検討会議を開催するものとする。

(1) 組織構成

次に掲げる職にある者をもって構成する。

- ア 医療衛生部長
- イ 保健所長
- ウ 環境保健研究所長
- エ その他医療衛生部長が必要と認めた者

(2) 招集等

- ア 検討会議は、医療衛生部長が招集し、その議長となる。
- イ 検討会議は、原則として年1回以上開催する。

(3) 幹事会

- ア 検討会議に、幹事会を置き、検討会議に付する議案についてあらかじめ協議するものとする。
- イ 幹事会は、次に掲げる職にある者をもって構成する。

- ① 医療政策課長
- ② 生活衛生課長
- ③ 食品安全課長
- ④ 健康科学課長
- ⑤ 食品安全課市場・食鳥監視室長
- ⑥ その他生活衛生課長が必要と認めた者

- ウ 幹事会は、生活衛生課長が招集し、その議長となる。

(4) 事務局

検討会議及び幹事会の事務局は、生活衛生課に置く。

4 計画等の公表方法等

計画及び計画の実施結果の公表は、次のとおり行うものとする。

(1) 計画の公表

医療衛生部長は、計画及び市民等からの意見に対する市の考え方について、年度末までに公表する。

(2) 計画の実施結果の公表

ア 関係機関の長は、計画の実施結果について、下表左段の項目につき同表中段の報告期日までに医療衛生部長に報告する。

イ 医療衛生部長は、アにより報告のあった計画の実施結果について、下表右段の公表期日までに公表する。

計画の実施結果の項目	報告期日	公表期日
実施結果（概要版）	翌年度の6月上旬	翌年度の6月下旬
実施結果（詳細版）	翌年度の7月下旬	翌年度の8月下旬
食品、添加物等の夏期一斉取締り	原則として当該年度の10月上旬	原則として当該年度の10月下旬
食品、添加物等の年末一斉取締り	原則として当該年度の2月上旬	原則として当該年度の2月下旬

5 計画の変更

計画の変更は、次のとおり行うものとする。

(1) 関係機関の長は、計画を公表した後、これを変更する必要がある場合には、直ちにその内容等を医療衛生部長に報告する。

(2) 医療衛生部長は、(1)の報告があったときは、必要に応じ検討会議を開催し、計画を変更しようとするときは、パブリックコメント手続に準じた対応を行う。

6 その他

この要領に定めるもののほか、計画の策定及び公表に関し必要な事項は、医療衛生部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成15年10月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年3月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年10月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。